



泉大津ロータリー・クラブ定款

泉大津ロータリー・クラブ細則

(2020年3月6日改正)

国際ロータリー第2640地区

泉大津ロータリー・クラブ

泉大津ロータリークラブ定款

第1条 定義

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1、理事会： | 本クラブの理事会 |
| 2、細則： | 本クラブの細則 |
| 3、理事： | 本クラブ理事会の理事 |
| 4、会員： | 名誉会員以外の本クラブ会員 |
| 5、R I : | 国際ロータリー |
| 6、書面： | 文書化可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。 |
| 7、年度： | 7月1日に始まる12カ月 |

第2条 名称

本会の名称は泉大津ロータリークラブとする。

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地

本クラブの所在地は、次のとおりである。大阪府泉大津市並びに近郊地域

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕に理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には次の各項を奨励することにある：

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること：

第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること：

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること：

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的及び実際的な基準である。

- 1、奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員がとるべき行動にかかわるものである。
- 2、奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
- 3、奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
- 4、奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動からなるものである。
- 5、奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらせることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会が以下に当たる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または

(4) 地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

(e) (割愛)

(f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 年次総会。

(a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。

(b) (割愛)

第3節 理事会の会合。理事会のすべての会合後60日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 全般的資格要件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲ある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 正会員。 RI定款第5条第2節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 (割愛)

第5節 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブ(割愛)以外の別のクラブに所属することができない、
または(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した残存期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

(a) 会費の納入を免除される。

(b) 投票権を持たない。

(c) クラブのいかなる役職にも就かない

(d) 職業分類を保持しない、および

(e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することができる。

第7節_例外。細則には、第8条第2節および第4~6節に従わない規定を含めることがある。

第9条 クラブの会員構成

第1節_一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節_多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節_一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員がある例会に出席したとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由を理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度にメークアップをする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合又は参加型活動に参加すること。
 - (6) ロータークトクラブ、インタークトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ロータークトクラブ、仮インタークト

クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または

- (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと勤務先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 その他のロータリー活動による欠席。欠席のメークアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が、

- (a) 第(1) (d) (7)節に上げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) (割愛)
- (e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 (割愛)

第5節 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第6節 出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事会および役員および委員会

第 1 節 管理主体。 本クラブの管理主体は、細則に規定されている理事会である。

第 2 節 権限。 理事会は全会員および全委員会に対して総括的な管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれも罷免することができる。

第 3 節 理事会による最終決定。 クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第 13 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第 4 節 役員。 クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。(割愛)

第 5 節 役員の選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長のミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に選挙されるものとする。会長のミニーは会長として就任する前の 7 月 1 日に、会長エレクトになる。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長 1 年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが 1 年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも 1 年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理のものを派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 (割愛)

第7節 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続。

第1節 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

- (a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は
 - (1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、
 - (2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除をあたえることができる。
- (b) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会を申し込むことができる。
- (c) 名誉会員の身分の終結。名誉会員の身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結 会費不払い。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 終結 欠席

(a)出席率。会員は、

- (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていかなければならない。および
- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b)連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またマークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の身分を終結することができる。

(c)例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節_終結_その他の理由

(a)正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブ会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b)通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節_会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

(a) 通知。幹事は、理事会決定 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会委員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続きは第 17 条に規定されている。

(b)提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をも

って、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することができない。

第 7 節 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかつた場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節 資産関与件権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a)会員が本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
 - (b)これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するに正当な理由となる場合、および、
 - (c)当該会員の会員身分についていかなる措置入もとるべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初にとられるべきである場合、および、
- (a) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大 90 日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができます。一時保留とされた会員は、本条第 6 節に定められるとおり、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

第 1 節 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第 2 節 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦もしないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討

議しないものとする。

第3節_政治的主題の禁止。

- (a)決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b)嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節_ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和の週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節_購読義務。本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。

第2節_購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を遵守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 (割愛)

第18条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続き規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節_改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会に

おける投票数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 第2条と第4条の改正。 第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

注：本定款はあくまでも標準ロータリークラブ定款のダイジェスト版です。

本文中（割愛）とあるのは、本クラブにおける使用頻度と利便性を鑑みたうえであり必ず応じて標準ロータリークラブ定款に立ち返り、条文を確認してください。

泉大津ロータリークラブ細則

第1条 定義

- 1、理事会： 本クラブの理事会
- 2、理事： 本クラブの理事
- 3、会員： 名誉会員以外の本クラブの会員
- 4、定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数
年次総会および例会は会員総数の 3 分の 1
理事会は理事総数の 2 分の 1
- 5、R I : 国際ロータリー
- 5、年度： 7月 1 日に始まる 12 カ月

第2条 理事会

本クラブの管理主体は理事会である。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。理事会は、このほかに、副会長、会場監督 (S.A.A)、本則第3条第2節で選任された4名以上の理事を含めることができる。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 指名委員会

- 1、会長は次々年度会長候補者を指名するため、毎年 10 月度例会において、指名委員会の委員を発表しなければならない。
- 2、指名委員会は直前 5 期の会長経験者、会長、幹事の 7 名をもって構成され、内会長経験者 1 名が委員長となる。ただし議決権は会長経験者が有するものとする。
すなわち、会長、幹事は意見を述べることができるが、議決権はなく、オブザーバーとして委員会に出席できるものとする。
- 3、次々年度会長候補者指名にあたっては、役員、理事、委員長の経験歴、クラブ在籍年数、経歴、年齢などの要件について鑑みられるものとする。
- 4、会長候補の指名は、無記名投票により、出席した議決権のある委員の過半数により決定するものとする。ただし、出席した委員に異議がないときは、口頭による議決をもってこれに代えることができる。
- 5、委員会参加者は、議事内容を外部に漏らしてはならない。

第2節 候補者の指名

- 1、指名委員会委員長は、年次総会において、指名委員会の指名した次々年度会長候補の氏名を発表しなければならない。
- 2、会長エレクトは、次年度副会長、幹事、会計および 4 名以上の理事候補者を指名し、年次総会において、その氏名を発表しなければならない。

第3節 選挙方法

- 1、指名委員会および会長エレクトにより指名を受けた候補者は、年次総会において投票に付せられ、出席した会員の過半数の同意をもって選任される。
ただし、出席した会員に異議がないときは、口頭による採決をもって、これに代えることができる。
- 2、選挙された役員および理事に会長を加えて次年度理事会が構成される。
次年度理事会は、構成員が決定してから速やかに会合を開き、次年度会場監督（S.A.A）を選任しなければならない。

第4条 理事および役員の任期

第1節 任期

- 1、前条第3節の選挙により選任された次々年度会長候補者は、会長ノミニーになるものとし、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会の構成員を務め、会長エレクトを務めた年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- 2、選任された4名以上の理事、副会長、幹事および会計ならびに選任された会場監督は、その選任後の7月1日から始まる年度に各々の役職に就任するものとする。
- 3、クラブ会長の任期は、後任者が選出されていない場合、現会長の任期を1年まで延長できる。

第2節 欠員の補充

- 1、役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。
- 2、役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5条 役員の任務

第1節 会長

会長は、クラブを代表し、クラブの会合と理事会の会合において議長を務めるほか、通常その職に付随する任務を行う。

第2節 直前会長

直前会長は、クラブの理事を務め、会長および理事会によって定められた任務を行う。

第3節 会長エレクト

会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長

副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務めるほか、通常その職務に付随する任務を行う。

第5節 理事

理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事

幹事の任務は、次のとおりとする。

- 1、会員記録の整理保管
- 2、会合における出席の記録
- 3、諸会合（理事会および委員会等）の通知の発送
- 4、国際ロータリーに対する報告（会員数報告、会員移動報告、例会出席報告他）
- 5、R I 公式雑誌の購読料の徴収と送金
- 6、その他通常その職に付随する任務
- 7、幹事の補佐として、理事会の承認の下に、副幹事を置くことができる。

第7節 会計

すべての資金を管理保管し、理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他、通常その職に付随する任務を行う。その職を去るにあたっては、すべての資産、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産をその後任者、または会長に引き継がなければならない。

第8節 会場監督

会場監督は、会合を秩序正しく品位あり、円滑かつ迅速に進行できるようにすること、その他会長および理事会によって定められたその職に付随する任務を行う。

第 6 条 会合

第1節 年次総会

- 1、本クラブの年次総会は毎年 12 月の第 1 週または第 2 週の例会に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならぬ。
- 2、また、この年次総会において現年度の収入と支出を含む中間報告、および前年度の財務報告が発表されなければならない。

第2節 例会

- 1、本クラブの例会は、毎週金曜日の 12 時 30 分に開始し、13 時 30 分に終了するものとする。ただし、事業計画書に基づいて例会の変更または取り消しを行うことができる。
- 2、例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは、クラブ会員全員に然るべく通告されなければならない。

第3節 理事会

定例理事会は毎月開催されるものとする。また臨時の理事会は会長または理事 2 名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知が行われなければならない。

第 7 条 入会金および会費

第1節 入会金

会員は入会するにあたり入会金15万円を納めなければならない。ただし、当クラブを退会した者が再入会する場合、直前に退会した者と同一事業所に属する者が同一職業分類で再入会する場合など、特段の事情があるときは、理事会は入会金を減免することができる。

第2節 会費

会費は26万円とし、毎年2回、前期分を8月末日、後期分を2月末日までに納入すべきものとする。各期の会費にはR I人頭分担金、機関雑誌購読料、地区賦課金、クラブまたは地区によるその他の賦課金が付加される。

第8条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第9条 委員会

第1節

クラブの各委員会は、五大奉仕に基づく年次目標と長期目標を達成するために活動する責務を有する。また、標準ロータリークラブ定款第11条第7節に挙げられた委員会を設けることが推奨される。

第2節

会長は、すべての委員会の職務上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。

第3節

- 1、それぞれの委員長はその委員会の会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。
- 2、また、それぞれの委員会は理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

第4節

- 1、標準ロータリークラブ定款第11条第7節に挙げられた委員会以外の設置に関しては年度事業計画に基づいて設けるものとする。
- 2、その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第10条 委員会の任務

- 1、会長は自らの就任年度の各委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なR I資料を参考し、奉仕部門を考慮に入れることとする。
- 2、各委員会は毎年度の初めに設定された具体的な職務、明確な目標、行動計画年度中にそ

の実施に当たるものとする。

- 3、会長エレクトは、上述の通り、ロータリ一年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行う主要な責務がある。

第 11 条 財務

第 1 節

各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第 2 節

会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。

クラブ資金はクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の 2 つに分けて預金する。

第 3 節

勘定書は会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の 2 名の役員または理事により承認される。

第 4 節

全ての財務処理について、徹底した年次検査が行われる。

第 5 節

クラブの年次財務報告が会員に配布される。

第 6 節

会計年度は、7月 1 日から 6 月 30 日までである。

第 12 条 会員選挙の方法

第1節 会員の種類

本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。

第2節 正会員の推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他のクラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は本状に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第3節 条件の確認

理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第4節 推薦の決定および通知

理事会は推薦書の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて通告しなければならない。

第5節 被推薦者への説明義務

理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また本人の氏名に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第6節 入会の条件

被推薦者についての発表の7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議申し立てをしなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議申し立てがあった場合は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を収めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第7節 入会の手続き

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、会長が、当該会委員がクラブに溶け込むよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第8節 再入会

再入会についても同様とする。

第9節 名誉会員

- 1、クラブは、標準ロータリークラブ定款第8条第6節に従い、理事会により推薦されたロータリーの理念の実践に長年貢献した者を、名誉会員とすることができます。
- 2、上記の推薦の目安として、標準ロータリークラブ定款第10条第5節（b）を援用する。

第13条 出席

- 1、標準ロータリークラブ定款第10条第1節（d）では年度内メークアップを規定しているが、本クラブでは例会、会長の出席する委員会、理事会、その他クラブが主催または共催する奉仕プロジェクトへの出席が会員の基本的な責務ととらえ、その出席が推奨される。したがって欠席する場合のメークアップは、例会前後の14日間、例会の定例時の前14日または後の14日以内に行われなければならない。
- 2、ただし、メークアップの具体的な方法については標準ロータリークラブ定款第10条に従うこと。その他、理事会の定めるところによる。
- 3、また、理事会は、会員の正当かつ十分な理由を具した申請書に基づき、その会員の年度内メークアップを認めることができる。

第14条 出席規定の免除

- 1、標準ロータリークラブ定款第10条第5節に基づき、理事会に対し書面をもって正当かつ十分な理由を申請し、理事会の厳正なる審議、承認を経ることにより、会員は出席規定の免除が与えられる。免除の期間、出席の記録については標準ロータリークラブ定款第10条第5節、第6節による。
- 2、出席規定の免除に伴い、理事会は、会員の会費を出席規定免除期間に限り減額することができる。このような出席規定の免除と会費の減額は会員身分喪失を防ぐためのものである。
- 3、会員は出席規定免除期間においても、RI人頭分担金、地区による賦課金、グローバル基金、その他のクラブの賦課金を支払わなければならない。
- 4、また出席規定免除を与えられた会員が、出席規定免除期間に例会に出席する場合は、ビジターフィを支払わなければならない。ビジターフィについては理事会の定めるところによる。

第15条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブ会合で提起されたならば、討議に付すことなく理事会に付託しなければならない。

第16条 例会における議事の順序

- 開会宣言
- 来訪者の紹介
- 来信、告示事項、およびロータリー情報
- 委員会報告（ある場合）
- 審議未終了議事
- 新規議事
- スピーチその他のプログラム
- 閉会

第17条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、R I 定款、R I 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。また本細則にない条項および事項の解釈は標準ロータリークラブ定款による。

2019~2020年度

会長 中透

署名

中透

日付 2020年3月6日

幹事 杉本憲一

署名

杉本憲一

日付 2020年3月6日

泉大津ロータリー・クラブ「決議08-01」

本クラブは、国際ロータリー「決議23-34」を生きた奉仕哲学として採用することを会員一同の賛意を得て、茲（ここ）に決議した。

社会奉仕活動に対する方針

(Policy Toward Community Service Activities)

「決議23-34」 社会奉仕に関する1923年の声明

社会奉仕に対するロータリーの方針は、1923年国際大会で採決され、以後の国際大会で改正された次ぎの声明に述べられている。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活の奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを観とめ、これを採用するものである。

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするのである。この哲学は奉仕「超我の奉仕」の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づくものである。
2. 本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次ぎの四つのことを実行することを目指している人々の集りである。まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと；第2に、自分達のあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと；第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと；そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことにつ

よって、ロータリアンだけではなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

3. R I は次ぎの目的のために存在する団体である：

a) ロータリーの奉仕り理想の擁護、育成および全世界への普及；

a. ロータリー・クラブの設立、激励、援助やおよび運営の管理；

および

b. 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、R I 定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

1. 奉仕する者は行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことと言うのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に 移さなければならない。そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次ぎのような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動をそれもなるべく 每年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が 本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ全員の 一致した協力を必要とするものでなければならない。これはクラブ会員の 地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

2. 各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利を持っている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてR I は、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

3. 個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

- a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。
- b) 一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
- c) ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
- d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
- e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不充分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにも差し支えない。ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関を作るよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。
- f) ロータリー・クラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけることはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだ

けの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得る様に努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を 最小限度に評価して、そのすべての協力者の手柄にするようしなければならない。

- g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうが ロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。 (23-34, 26-6, 36-15, 51-9, 66-49)